

一六 衆議院解散について

詔 書

日本国憲法第七条により、衆議院を解散する。

御 名 御 璽

平成二十一年七月二十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

〔官報〕号外特第 16 号 平成 21 年 7 月 21 日 火曜日